

新型コロナウイルス 感染症対策

感染症対策支援事業



◆中小企業・個人事業者支援金(第2弾)【事業費2,610万円】

新型コロナウイルス感染症の影響を受けている中小企業・個人事業者へ、町独自の支援金を給付しています。町では、国や県の支援金などの対象とならない、売り上げ減少率30%以上50%未満の事業者を対象に支援します。

● **給付額** 中小企業 100,000円、個人事業者 50,000円

● **対象** 次の要件の全てに該当する、町内に事業所を有する中小企業・個人事業者

① 新型コロナウイルス感染症の影響により、令和3年4月から9月のうち、いずれか1カ月の売り上げが、前年または、前々年同月比で30%以上50%未満の範囲で減少している

※ 創業間もないなど前年・前々年と比較ができない場合は、令和3年4月から9月のうち、いずれか1カ月と創業後の1カ月(売上額が最も高い月)との売り上げを比較し、減少率が30%以上50%未満であること

※ 計算した各月の売上減少率が、ひと月でも50%以上となる場合などは対象外

② 町内で令和3年3月末日以前に開業していること

③ 国の「月次支援金」、神奈川県「酒類販売事業者支援給付金」「新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金(第8～14弾)」を一度も受給していないこと(いずれも令和3年4月～9月分)など

● **申請方法** 令和4年2月28日(月)までに申請書類を商工観光課へ郵送。
詳しくは町ホームページをご覧ください。



問 商工観光課 商工労政班 ☎(内線)3524

◆「あいかわ景気盛リアゲ券(第2弾)」の利用は12月末まで!

町内の約250店舗で使える、1人当たり3,000円分の商品券「あいかわ景気盛リアゲ券(第2弾)」のご利用はお済みですか? まだ利用していない方は、町内の飲食店や小売店などを応援するために、ぜひご利用ください。

※ 商品券の引き換えがお済みでない方は、引換券をお持ちの上、役場庁舎4階の商工観光課で引き換えてください(平日の午前8時30分～午後5時)。



● **利用期間** 12月31日(金)まで

● **利用可能店舗** 商品券とともにお渡しした一覧表、または右の二次元コードから、町ホームページをご覧ください。



問 商工観光課 商工労政班 ☎(内線)3524



新型コロナウイルスワクチン3回目接種のお知らせ

問 健康推進課 新型コロナウイルスワクチン接種準備班 ☎(内線)3346

新型コロナウイルスワクチンについては、国から3回目接種の方針が示され、町では、実施に向けて準備を進めています。
詳しくは、12月中旬にチラシを全戸配布しますので、ご確認をお願いします。



新型コロナウイルス感染症の影響による減免制度のご案内

◆国民健康保険税 収入が一定程度減少した世帯の国民健康保険税を減免します

● 対象 次のいずれかに該当する世帯

- 1 新型コロナウイルス感染症により、主たる生計維持者が死亡または重篤な傷病を負った世帯
- 2 新型コロナウイルス感染症の影響により、主たる生計維持者の事業収入などの減少が見込まれ、次のアからウまでの全てに該当する世帯

ア：主たる生計維持者の事業収入などが前年と比較して30%以上減少する見込み

イ：主たる生計維持者の前年の合計所得金額が1,000万円以下

ウ：主たる生計維持者の「減少することが見込まれる事業収入など」以外の前年所得が400万円以下

● 申請方法 申請書および添付書類を国保年金課へ。申請書などは、国保年金課、町ホームページで配布しています。

● その他 令和元・2年度の新型コロナウイルスの影響による減免申請についても、引き続き受け付けています。詳しくは町ホームページをご覧ください。

問 国保年金課 収納班 ☎(内線)3381

◆後期高齢者医療保険料 収入が一定程度減少した方の後期高齢者医療保険料を減免します

● 対象 次のいずれかに該当する方

- 1 新型コロナウイルス感染症により、主たる生計維持者が死亡または重篤な傷病を負った方
- 2 新型コロナウイルス感染症の影響により、主たる生計維持者の事業・給与などの収入の減少が見込まれ、次のアからウまでの全てに該当する方(年金収入の場合は減免対象となりません)

ア：主たる生計維持者の事業・給与収入などのうち、いずれかの収入が令和2年に比べて30%以上減少する見込み

イ：主たる生計維持者の、令和2年の合計所得金額が1,000万円以下

ウ：主たる生計維持者の、アにあてはまる所得以外の令和2年の所得が、合計で400万円以下

● 申請方法 申請書および添付書類を国保年金課へ。申請書などは、国保年金課、町ホームページで配布しています。詳しくは、送付した後期高齢者医療保険料額決定通知書に同封の「後期高齢者医療制度の保険料について」をご覧ください。

問 国保年金課 国保年金班 ☎(内線)3378